



大阪労働局発表
平成28年10月27日

大阪労働局雇用環境・均等部指導課
電話 06-6949-6494

進んでいますか、無期転換ルールへの準備

－ 誰もが安心して働き続けられる社会の実現へ －

1 「無期転換ルール」とは

平成24年の労働契約法改正で新たに「無期転換ルール」が定められました（労働契約法第18条）。「無期転換ルール」とは、同一の使用主との間で、平成25年4月1日以降に開始する期間の定めのある労働契約（有期労働契約）が反復更新され、通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）へと転換する仕組みです（平成25年4月1日から施行）。

2 「無期転換ルール」の効果

その結果、平成25年4月1日以降に有期労働契約を反復更新している労働者には、平成30年4月1日以降に無期労働契約への転換を申し込むことができる権利（無期転換申込権）が発生することになります。

3 円滑な無期転換に向けた厚生労働省の新たな取組

「無期転換ルール」が機能する平成30年4月まで残り1年半を迎えたことから、円滑な無期転換に向けて、厚生労働省では、「キャリアアップ助成金」に加えて、事業主・労働者双方に対する下記の支援策を新たに講じることにしました。

また、大阪労働局においても「無期転換ルール」のさらなる周知啓発や相談体制の整備を進めています。

(1) 「無期転換ポータルサイト」(<http://muki.mhlw.go.jp/>) の開設

厚生労働省は、平成28年8月31日、「無期転換ルール」の仕組みへの理解と円滑な転換への準備が進むよう、労使双方に向けて情報発信するポータルサイトを開設しました。

(2) 「無期転換ハンドブック」の作成

厚生労働省では、「無期転換ルール」の仕組み、無期転換の条件、メリットと意義、導入に向けた手順、厚生労働省による支援策、無期転換を進めている企業の事例などを記載した「無期転換ハンドブック」を作成しました（「無期転換ポータルサイト」からもダウンロードできます。）。

(3) 大阪労働局「改正育児・介護休業法等セミナー」における「無期転換ルール」の解説

大阪労働局では、11月1日(火)・7日(月)・11日(金)の3回、大阪市内で「改正育児・介護休業法等セミナー」を開催します。セミナーでは、改正育児・介護休業法の解説と併せて「無期転換ルール」の解説を行うことにしています。

(4) 厚生労働省委託事業「労働契約法等解説セミナー2016」の開催

厚生労働省では、昨年度に引き続き、今年度も47都道府県で労働者（雇用される側）と使用者（雇用する側）をつなぐルールである「労働契約」について解説するセミナーを開催しています。

大阪では6月と7月に続き、12月6日(火)には大阪市内で、また、12月7日(水)には堺市内でセミナーが開催される予定です。大阪労働局では、セミナー終了後に開かれる個別相談会で、無期転換ルールをはじめ労働契約に関する相談全般に対応できるよう、職員を派遣することになっています。

事業主の皆さま・有期労働契約で働く皆さまへ

無期転換の準備、 大丈夫ですか？

平成25年4月1日施行
無期転換ルール
(契約期間が1年の場合)



平成30年
4月1日

更新

………… (5回目) …………

通算5年を超えた
労働者からの申込みで
**無期労働契約へ
転換!**

無期転換ルールで、 安心して働き続ける社会の実現へ。

無期転換ルールとは、労働契約法の改正により、平成25年4月1日から、
有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって
企業などの使用者が無期労働契約に転換しなければならないルールです。
平成25年4月以降に1年ごとに更新されている有期社員は、
平成30年4月1日から無期転換申込権が発生します。

※通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始した有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含めません。

無期転換ルールの導入に向けた準備

円滑な無期転換 [検索](#)

有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、その下で生じる雇止め不安の解消が課題となっています。無期転換ルールは、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

取組を実施した事業主に対してキャリアアップ助成金制度

キャリアアップ助成金 [検索](#)

無期転換が円滑に進むよう、厚生労働省から労使の皆様へ「無期転換後の労働条件のあり方について、労使で予めよく話し合い、就業規則や労働契約書などに規定しておくこと」について呼びかけています。特に先進的な「取組事例」についての情報発信や、「キャリアアップ助成金」による事業主への支援を行っています。

平成28年8月31日にポータルサイトを開設!

詳しい情報は厚生労働省ホームページ「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」をご覧ください。

◎詳しい無期転換のメリット、進め方に関する情報を提供しています。

無期転換サイト [検索](#)

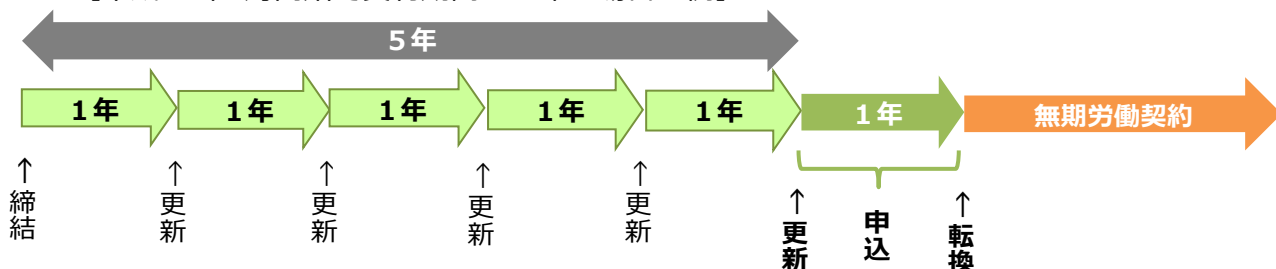


ご存じですか？「無期転換ルール」 ～準備を始めましょう、就業規則の見直しや規定の整備～

無期転換ルールとは（労働契約法第18条：平成25年4月1日から施行）

- 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

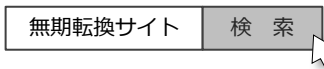
【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。

円滑な無期転換のために（労使の取り組みのお願い）

- 円滑な無期転換に向け、厚生労働省が情報発信する「無期転換ポータルサイト」をご活用下さい。



- 厚生労働省では、無期転換ルールのメリットと意義、導入の手順、導入事例を紹介した「無期転換ハンドブック」を作成しました。無期転換ポータルサイトからダウンロードできますので、ご活用下さい。



有期契約労働者の無期転換ポータルサイト
～無期転換を円滑にサポートします～

新着情報 Information 2018.08.31 この日は「無期転換労働者の無期転換ポータルサイト」を開設しました。 専任で運営いたします。

事業主の皆さま・有期労働契約で働く皆さまへ
無期転換の準備、大丈夫ですか？
詳細はこちら

無期転換ルールとは

無期転換ルールとは、労働契約法第18条により、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールです。
有期労働契約が5年を超えたとき、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）へ転換します。

契約期間が1年の場合

契約期間が3年の場合

※平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です

無期転換の概要	導入のポイント	導入企業事例	導入支援策
無期転換のルールとは？	パートやアルバイトの方 ▶ 詳細はこちら	事業主や人事労務担当者の方 ▶ 詳細はこちら	

Information / 新着情報

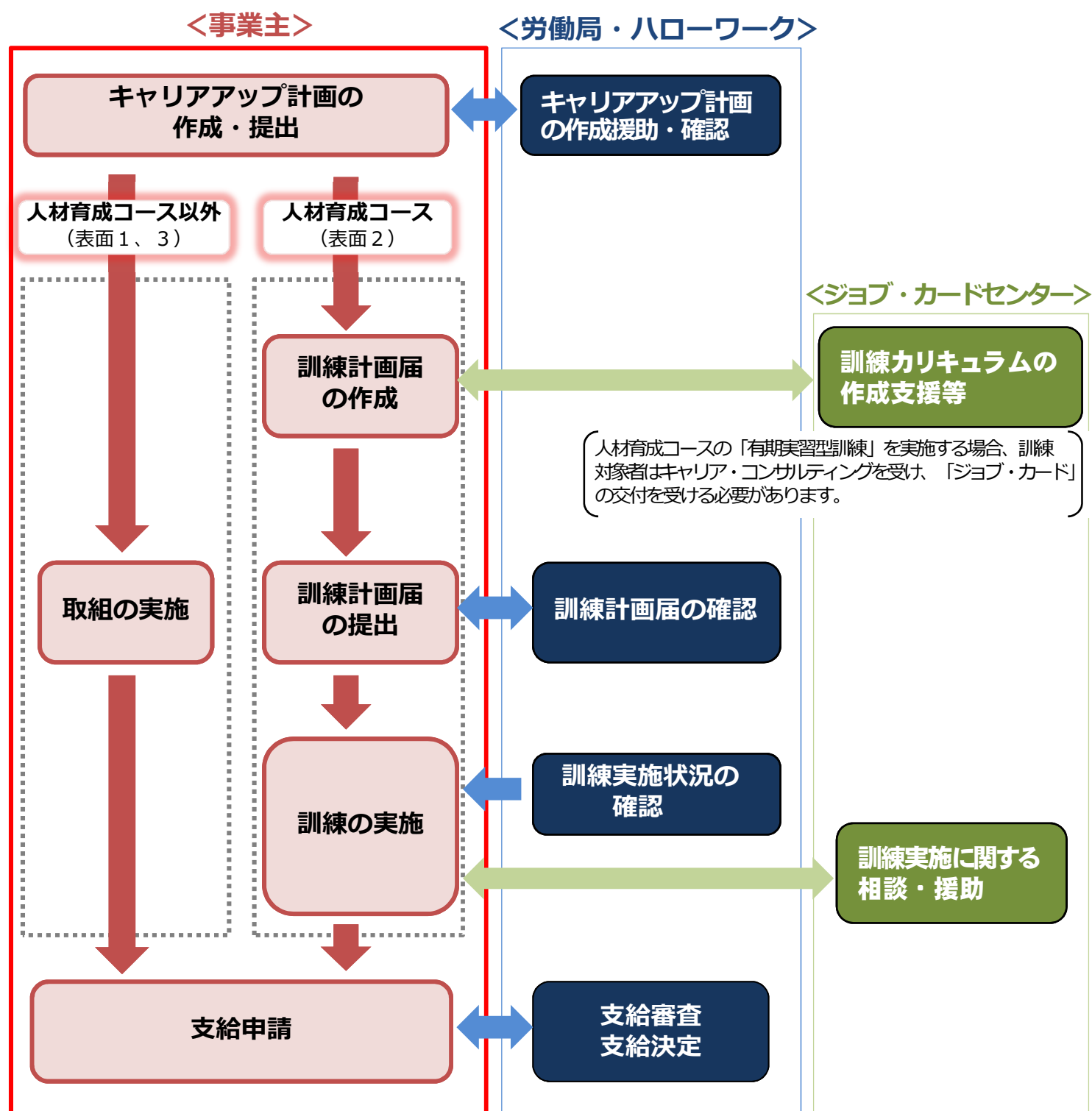
キャリアアップ助成金のご案内

助 成 内 容		助 成 額 () は中小企業以外の額
1 正社員化 コース	有期契約労働者等を ・ 正規雇用労働者・多様な正社員等に転換 または ・ 直接雇用した場合	①有期→正規：1人当たり60万円 (45万円) ②有期→無期：1人当たり30万円 (22.5万円) ③無期→正規：1人当たり30万円 (22.5万円) ④有期→多様な正社員（勤務地・職務限定、短時間正社員）：1人当たり40万円 (30万円) ⑤無期→多様な正社員：1人当たり10万円 (7.5万円) ⑥多様な正社員→正規：1人当たり20万円 (15万円) ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③1人当たり30万円（中小企業以外も同額）加算 ④⑤1人当たり15万円（中小企業以外も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①1人当たり10万円（中小企業以外も同額）加算 ②～⑤5万円（中小企業以外も同額）加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ④⑤1事業所当たり10万円（7.5万円）加算
2 人材育成 コース	有期契約労働者等に ・ 一般職業訓練（Off-JT） ・ 有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT） ・ 中長期的キャリア形成訓練（専門的・実践的な教育訓練）（Off-JT）を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり800円 (500円) 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練 最大30万円 (20万円) 中長期的キャリア形成訓練（有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合） 最大50万円 (30万円) ※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり800円 (700円)
3 処遇改善 コース	有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合 ①すべて又は一部の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額させた場合 ②正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用した場合 ③週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し社会保険を適用した場合	①賃金規定等改定 ・すべての賃金規定等改定： 対象労働者数が 1～3人：10万円 (7.5万円) 4～6人：20万円 (15万円) 7～10人：30万円 (20万円) 11～100人：3万円 (2万円) ×人数 ・雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定 対象労働者数が 1～3人：5万円 (3.5万円) 4～6人：10万円 (7.5万円) 7～10人：15万円 (10万円) 11～100人：1.5万円 (1万円) ×人数 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）加算 ②共通処遇推進制度 ・法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施：1事業所当たり40万円 (30万円) ・共通の賃金規定等の導入・適用：1事業所当たり60万円 (45万円) ③短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長：1人当たり20万円 (15万円)

- ◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。
- ◆ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しております。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

受給までの流れ

助成金の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。



◆ 支給要件等の詳細は、ホームページまたは「キャリアアップ助成金のご案内」(パンフレット)をご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索

☆ ご不明な点については、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ お問い合わせ下さい ☆

厚生労働省 委託事業 労働契約等解説セミナー2016

基礎セミナー／判例・事例セミナーのご案内

「安心」して「働く」ためのルール ～使用者と労働者の約束事＝「労働契約」とは～

平成28年度 厚生労働省委託事業

労働契約等 解説セミナー 2016

昨年度に引き続き、雇用する側（使用者）と雇用される側（労働者）をつなぐルールである“労働契約”について基本的な事項をわかりやすく解説する **2種類のセミナー**を開催します。人事ご担当者や企業等で働いている方は是非ご参加ください。

<対象者>労働契約や無期転換ルールについて基本的知識を習得したいとお考えの方
<内容>「基礎セミナー」（パート1）：労働者・使用者それぞれの権利・義務などを中心とする労働契約法をはじめとした労働関係法令上の基礎について
 （パート2）：有期労働契約における無期転換ルールの内容、取組み事例について
 「判例・事例セミナー」：労働契約に関連する各種判例・事例について
 ※セミナーの内容につきましては昨年度とほぼ同一内容です。

なお、セミナー終了後には、労働時間や労働契約および無期転換ルール導入等に関する相談会を実施します。

※ セミナーの詳細は、セミナー専用HPをご覧ください <http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/201605.html>

※ 判例・事例セミナーは2010年度労働契約解説セミナー受講者、2011～2016年度の基礎セミナー受講者を対象としています。今年度初めて参加される方で、判例・事例セミナー受講を希望される場合は、基礎セミナーへの参加もおすすめします。

開催日・場所	2016年5月～2017年2月まで全国にて開催します。各地域の詳細は裏面をご覧ください。		
時間	基礎セミナー	13:10 ～ 15:35	（受付開始 12:50）
	判例・事例セミナー	15:35 ～ 16:45	（受付開始 15:25）
	個別相談会	16:45 ～	
定員	各回 70名	参加費 無料	※先着順 定員に達し次第、締め切らせていただきます。 ご参加いただける方にはFAXまたはEメールにて受講票をお送りします。

【申込書】 ※下記の申込書に必要事項を記載の上、FAX（03-3218-5801）にてお申込ください。

お申込はEメールでも受け付けています。Eメールでお申込の際は、下記**申込書の内容**および**参加希望会場名**を、セミナー事務局（seminar.mhlw@tokiorisk.co.jp）までお送りください。

お申込み会場	月	日開催	会場
お申込回	基礎セミナー	セミナー開始 13:10	判例・事例セミナー セミナー開始 15:35
フリガナ	※ ご希望のセミナーに○を付けてください。両方のセミナーへの申し込みも可能です。		
お名前			
ご職業	a. 会社員（正社員・人事担当） b. 会社員（正社員・人事担当以外） c. 会社員（正社員以外） d. 会社役員・事業主 e. 求職中 f. 学生 g. その他（ ） 会社名 ※差し支えない範囲でご記入ください。		
ご連絡先 受講票の送付先となります。必ずご記入ください。	電話番号：（ ） FAX 番号（ ） メールアドレス： ご住所 〒 —		

<個人情報の取扱いについて>

送信していただいた個人情報は、セミナー運営およびそれに準じる情報提供の目的のために使用いたします。当社は、ご本人の同意を得ないで、この利用目的の達成のために必要な範囲を超えて登録者の個人情報を利用いたしません。なお、当社が求める個人情報を記入いただけない場合、または登録内容に不備がある場合には、お申込を受け付けることができない可能性があります。当社にご登録いただいた個人情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、利用・提供の拒否権を希望される場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、合理的な範囲で対応させていただきます。上記につき同意の上、セミナーへの申し込みをお願いします。個人情報に関する問い合わせ先：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 コーポレートサービス部管理ユニット TEL03-5288-6580 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-5-1 大手町ファーストスクエア ウェストタワー23F

お問合せ

労働契約等解説セミナー事務局 TEL:03-6213-6150 e-mail:seminar.mhlw@tokiorisk.co.jp

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 製品安全・環境本部内

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-5-1 大手町ファーストスクエア ウェストタワー23F

労働契約等解説セミナー2016 下期開催日程

会場名	開催日	会場
北海道3 (札幌市)	H28/10/25	TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前 5F ラベンダー
北海道4 (札幌市)	H28/10/26	TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前 5F ラベンダー
青森2	H28/11/09	リンクステーションホール青森（青森市文化会館） 小会議室4
岩手2	H28/11/09	マリオス盛岡地域交流センター 188 会議室
宮城3 (仙台市)	H28/11/10	TKP 仙台西口ビジネスセンター 3F カンファレンスルーム 3A
宮城4 (仙台市)	H28/11/17	TKP 仙台西口ビジネスセンター 2F カンファレンスルーム 2A
秋田2	H28/11/08	秋田県 J A ビル 7F 中会議室
山形2	H28/11/16	山形県 J A ビル 9F C 会議室
福島2 (郡山市)	H28/11/15	郡山商工会議所 6F 中ホール B
茨城2 (つくば市)	H28/11/22	つくば国際会議場 小会議室 405
群馬2	H28/10/26	ベイシア文化ホール 505、506 会議室
栃木2	H28/11/16	栃木県総合文化センター 第二会議室
埼玉3 (川口市)	H28/10/19	川口総合文化センター・リリア 大会議室
埼玉4 (さいたま市)	H28/11/02	TKP 大宮駅西口カンファレンスセンター 6F ホール 6A
千葉3 (市川市)	H28/10/18	山崎製パン企業年金基金会館 春光
千葉4 (柏市)	H28/11/25	ウインズ南柏 ホール 1
東京3	H28/11/02	日本教育会館 8F 第1 会議室
東京4	H29/02/02	日本教育会館 8F 第1 会議室
神奈川2 (川崎市)	H28/08/02	川崎商工会議所 2F 会議室 4
神奈川3 (横浜市)	H28/11/01	TKP ガーデンシティ P R E M I U M 横浜ランド マークタワー 25F 大会議室 1
神奈川4 (横浜市)	H29/01/18	TKP ガーデンシティ P R E M I U M 横浜ランド マークタワー 25F 大会議室 1
新潟2	H28/10/25	コープシティ花園ガレツソ 会議室 B+C
富山2	H28/11/08	富山県民会館 401 会議室
石川2	H28/11/09	TKP 金沢駅前カンファレンスセンター 5F カンファレンスルーム 5B
福井2	H28/11/10	福井織協ビル 501 会議室
山梨2	H28/11/22	コラニー文化ホール (山梨県立県民文化ホール) 会議室
長野2	H28/10/27	J A 長野県ビル 12F D 会議室
岐阜2	H28/12/15	ワークプラザ岐阜 302 会議室
静岡2 (浜松市)	H29/01/20	TKP 浜松アクトタワーカンファレンスセンター 25F ホール A
愛知3 (名古屋市)	H28/12/13	TKP 名古屋駅前カンファレンスセンター 6F カンファレンスルーム 6A
愛知4 (豊橋市)	H28/12/14	名豊ビル（豊橋） ホール C
三重2 (四日市市)	H28/12/15	四日市商工会議所 中会議室

会場名	開催日	会場
滋賀2	H28/12/08	ピアザ淡海 (滋賀県立県民交流センター) 207 会議室
京都2	H28/12/13	TKP 京都四条烏丸カンファレンスセンター 2F ホール 2A
大阪3 (大阪市)	H28/12/06	TKP 大阪本町カンファレンスセンター 3F ホール 3B
大阪4 (堺市)	H28/12/07	ホテルサンブラザ堺 A N N E X ラディウスホール 201・202
兵庫2	H28/12/08	兵庫県中央労働センター 小ホール
奈良2	H28/12/14	やまと会議室 5F 大会議室
和歌山2	H28/12/15	和歌山ビッグ愛 201 号室
鳥取2	H28/12/06	県民ふれあい会館 講義室
島根2	H28/12/07	松江テルサ 大会議室
岡山2	H28/12/02	岡山商工会議所ビル 404
広島3 (広島市)	H28/11/30	TKP 広島平和大通りカンファレンスセンター 3F ホール 3D
広島4 (福山市)	H28/12/01	福山プラザホテル 大会議室+中会議室
山口2 (下関市)	H29/01/24	海峡メッセ下関 801 号室
徳島2	H29/01/19	あわぎんホール 会議室 6
香川2	H29/01/18	高松センタービル 201 会議室
愛媛2	H28/11/29	TKP 松山城西会議室 2F 伊予
高知2	H29/01/17	高知城ホール 中会議室
福岡2 (福岡市)	H28/08/31	リファレンス駅東ビル H 会議室
福岡3 (北九州市)	H29/01/25	TKP 小倉シティセンター 5F K-1
福岡4 (福岡市)	H29/01/26	リファレンス駅東ビル T 会議室
佐賀1	H28/09/01	レンタル会議室 サンシティ A ホール
佐賀2	H29/01/24	レンタル会議室 サンシティ A ホール
長崎1	H28/09/02	長崎タクシー会館 4F 大会議室
長崎2	H29/01/25	長崎タクシー会館 4F 大会議室
熊本1	H28/11/15	ユースピア熊本 (熊本県青年会館) 201 会議室
熊本2	調整中	
大分1	H28/08/30	大分商工会議所 5F 中ホール
大分2	H29/01/24	大分商工会議所 5F 中ホール
宮崎2	H28/11/17	宮崎県婦人会館サンフラワー さくら
鹿児島2	H28/11/16	鹿児島中央ビルディング 8F B 会場
沖縄2	H29/01/31	沖縄県青年会館 大ホール